# 感染症対応マニュアル

## 衛生管理

放課後等デイサービスは家族をはじめ来訪者の出入りが多い。職員は毎日通勤者として施設と外界を繋いている。さらに関連業者の出入りも含めると、施設は不特定多数が出入りする生活の場であるといえる。

そのすべての人が感染の媒介者となる可能性を持っている。

体力や抵抗力が低下している利用者に対しては、外部からの感染だけでなく、施設内 感染にも十分に注意を払わなければならない。

したがって、職員一人ひとりが感染についての正しい知識をもち、感染の予防を適切に 行う事は、施設運営上からも極めて重要である。

### (感染予防の基本)

感染予防は、全職員が正しい知識を持ち、基本事項をきちんと実行することから始まる。

#### (感染予防の原則)

- ① 病原体を除去する。
- ② 侵入経路を遮断する。
- ③個体の抵抗力を増強する。
- ④ 病原体の除去及び侵入経路の遮断=感染防止の基本は手洗い 感染は従事者の病原微生物に汚染された手指を介して起こる頻度が高いといわれ ており、手洗いは感染防止の基本である。

手洗いの目的は言うまでもないが、手指に付着した病原菌を洗い流すことにより、菌量を減らすことにある。

ケアの開始前、終了後は石鹸と流水で確実に手洗いを行うことを習慣付ける。

手洗いは簡単であり、しかも最も重要な感染防止策である。

しつかり、きっちり手を洗うことを徹底させる。

#### (手洗いの方法)

事前手洗いは日常的な手洗いでよい。

次のような時は、日常的手洗いを行うこと。

- ① 食事・おやつ等の食べ物の準備前後
- ② 易感染状態の患者に接する時
- ③ 1時間以上手洗いをしていない時

#### (手洗いの際の注意事項)

- ① 流水を利用する。
- ② 石鹸でよく洗う。
- ③ 手のひら・手背・指間・手首・爪の中まで十分に洗い、流水で十分に流す。
- ④タオルで水気をよく拭き取る。(濡れタオルは不潔)
- ⑤ 手荒れに注意しクリーム等を併用する。
- \* ウェルパス等の速乾式消毒剤の使用は、手洗いが不可能な時のみに限定する。

## (日常の手洗いの手順)

- ①手のひら同士を擦り合わせる。
- ② 右手のひらで左手の甲を擦る。左右を変えて行う。
- ③ 手のひらを合わせ、指を交差させる。
- ④ 指の爪側を反対の手のひらで擦る。
- ⑤ 親指を反対の手で握り回しながら擦る。

- ⑥ 指の腹を反対の手のひらに擦る。
- (7) 手のひらで手首を擦る。

#### (衛生学的手洗い)

以下のような時の事後手洗いは、衛生学的に手洗いすることが望ましい。

- ① 排泄物・分泌物との接触があった時。
- ② 感染症の利用者の処置を行った時。
- ③トイレ使用、または便器と接触した時。
- ④ 清潔操作が必要な時。

#### (衛生学的手洗いの順序)

- ① 流水石鹸での手洗いを2回以上行う。
- ② 石鹸をよく流す。
- ③ 手をよく拭いた後ウェルパスを擦り込む。
- ④ 消毒薬での手洗いは、石鹸に比べ手を荒らすので、クリーム等を併用する。
- \* グローブを着用していても手洗いは省略しないこと。

#### (発生の可能性がある注意すべき感染症)

- ・インフルエンザは季節性があるので秋口からの情報に留意する。
- ・細菌性食中毒は梅雨時期から夏季に多く発生する。以外でも、常温保存・放置されている食料品にも十分に注意する。持込のお弁当・食べ残し等にも注意する。

## (環境整備と物品の取り扱い)

① 日頃から施設内の環境整備に心がけ、ゴミや汚物の処理をきちんとする。 不必要な物は片付け、清潔に十分配慮する。

## (廃棄物の取り扱い)

- ① 感染性廃棄物を含む恐れのあるものは、感染症と確認されている人のものに限らず 感染性廃棄物として取り扱い、素手で作業を行わない。
- ② 廃棄物処理基準に従い、決められた専用容器に入れて排出する。

# インフルエンザ対応

- ・主に咳やくしゃみなどの飛沫感染、接触感染
- ·潜伏期間 1~2日
- •発症期間10日以内
- ・進行は急激な事が多く、38~40度前後の発熱がある。
- ・せき、頭痛・関節痛、寒気等の症状が強い。
- ・ウィルスに感染しているかどうかを調べる方法が2つある。
- ①インフルエンザウィルスがいるかどうかを調べる
- ②体内にインフルエンザウィルスに対する抗体ができているかを調べる
- ・「迅速診断法」という方法が開発され、10分以内で結果を知ることができるようになった。 この検査キットでは、インフルエンザA型、B型を検査でき、10分以内で結果を得られる。 ただし、発症直後の12時間以内の場合は、体内のウィルス量が少なく、陰性と判定されることもある。そのため、陰性と判定された場合でも、周囲のインフルエンザの流行状況をふまえて、発症翌日に再検査をして確認することもある。

### <発症中の5つの対策>

- 1.かかりつけ医師の指示にしたがった治療を受ける
- 2.安静にして休養をとる。特に十分な睡眠が重要

- 3.水分を十分にとる。
- 4.咳やくしゃみによって、周囲に二次感染させないために不織布製マスクを着用する
- 5.人混みや繁華街への外出を控える。職場や学校に無理して行かない

## <発症後の復帰の目安>

一般的には、インフルエンザ発症前日から、発熱して5日間は、鼻やのどからウィルスを排出するといわれているため、その期間は外出を控える必要がある。学校保健安全法では「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで」をインフルエンザによる出席停止期間としています。ただし、病状により学校医その他の医師が「感染のおそれがない」と認めたときは、この限りではない。